

教育制度改革と放課後児童クラブに関する一考察

—養護教諭志望者がクラブ指導員を経験する意義を中心に—

川又 俊則

A consideration about reform of education system and after school activities for children

—Significance which Yogo teacher candidates work after school activities for children—

Toshinori KAWAMATA

The purpose of this paper is to argue about reform of education system and after school activities for children. In the Suzuka junior college which has been trained a number of Yogo teachers for forty years or more, it is encouraged that college students act as teacher's assistant's volunteer at an elementary school.

After school activities for children serve as an experience good for those who aim at a teacher in charge of Yogo teacher. A school child's healthy condition can be seen. It sometimes corresponds injury or sick.

The correspondence to a guardian's things and child has been studied.

These are shown from the interview of Yogo teacher candidates.

キーワード：教育制度改革,放課後児童クラブ,養護教諭

Key Words : reform of education system , after school activities for children, Yogo teacher

はじめに

2007年6月に改正教育職員免許法が成立し、2009年4月から教員免許更新制が導入された。それから3年を経て、免許状更新講習も各地で定着しつつあるなか、2012年8月、文部科学相の諮問機関たる中央教育審議会（以下、中教審）から、教員養成に関する答申が出された¹⁾。鈴鹿短期大学は、養護教諭の養成を40年以上続けてきたが、このような背景の中で、2011年には専攻科「健康生活学専攻」を設置し、1種免許状と学士号が取得可能な制度を導入した。

さて、養護教諭志望者にとって小中学校等での養護実習は、免許状取得のための必須科目である。その経験は同時に、児童生徒と触れ合い、教育現場の実態を知る良い機会にもなっている。近年、学生アシスタントやボランティアとして学校現場で経験を積む機会が開かれている²⁾。その体験で多くを得る学生もいる。筆者は、学校ではないものの、放課後児童クラブ（以下、

クラブ)は、養護教諭志望者たちにとって、放課後の児童の生活を知り、保護者と接点を持つよい機会ではないかと考えている³⁾。

筆者は、養護教諭志望者のクラブ指導員経験者へインタビュー調査を行った。そしてその語りから、クラブが養護教諭志望者にどのような経験をもたらす場であるかを本稿で考察する⁴⁾。2011～2012年度、筆者は共同調査において、クラブ指導員への聞き取り調査やクラブの見学等も実施している⁵⁾。考察の際、それらの知見も参照する。

1. 教育制度（教員養成・免許制度）改革の議論

本稿のテーマに沿って、まず、教員の質を上げる方策の検討を続けてきた先の中教審答申を確認しておこう。

この答申は「学び続ける教師を継続的支援するための一体的な改革」という内容である。そのなかで、「大学での養成と教育委員会による研修」が有機的に機能していないことを憂慮し、改善案の策定が要請された。また、従来の「大学における教員養成」と「開放制の教員養成」の原則は「基本的に尊重する」ものの、「教員養成の高度化・実質化」の推進が重要な視点として打ち出された。そして、教員養成の改革の方向性として「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付ける」ことが述べられた⁶⁾。

2006年7月には、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」という中教審答申が出されている⁷⁾。この答申は、教員養成・免許制度改革の具体的方策として、「教職実践演習」「教職大学院」「教員免許更新制」などが述べられ、同時に、「大学の教職課程を、教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるもの」などの改革の方向性も示されている。

その後、中教審に「教員の資質能力向上」特別部会などが設置され、2012年8月28日の総会で、教員養成課程を現行の大学4年から大学院（修士）を含めた6年とする方向性が確認された⁸⁾。ここで想定されている免許は次の3つである。まず、学士課程修了レベルの「基礎免許状」（仮称、以下同じ）、次いで修士レベルの課程を標準とする「一般免許状」、さらに、特定分野（学校経営、進路指導、特別支援教育等）での高い専門性を身に付けたことを証明する「専門免許状」である。

ただし、現在の実態も留意すべきとされた。たとえば、「幼稚園教諭については、現職教員の二種免許状保有者の割合が7割を超える現状、今後の幼児期の教育・保育の総合的な提供に関する制度設計等の状況を踏まえ、新しい時代における質の担保・向上という観点から適切な制度設計を検討することが必要」だとされている⁹⁾。養護教諭養成に関する指摘はとくにない。

2. 放課後児童クラブの概要と筆者たちの調査

さて、本章でクラブの概要を確認しておこう¹⁰⁾。

クラブは「学童保育」の名称で、大阪や東京で1950年代頃から、働きながらの子育てを実現するために、設置運動が展開された。共働きやひとり親家庭を支援するために、厚生省は、1963

年に放課後留守宅の子どもたちを対象とする学童保育補助事業を開始した。1970年代から幅広くさまざまな層から、国の制度化を求める署名活動などが展開された。そして、1997年6月に児童福祉法が改正され（1998年4月施行）、厚生省所管の「放課後児童健全育成事業」として、法律のなかに位置付けられることになった。以後、行政の枠組みとしては、「放課後児童クラブ」との名称が用いられ、指導員の位置づけもなされた。

一方、文部省は、1966年に留守家庭児童会補助事業を始め、1970年からはそれを校庭開放事業に統合、放課後施策として「放課後子どもプラン」を進めた。その後、2002年からは「新子どもプラン」、2004年度から「地域子ども教室」が進められてきた。

これら行政の動きを促進すべく運動を続け、また、実質的にクラブの運営等を支えたのは、保護者や指導員、そして地域関係者たちである。その大きなグループとして、全国学童保育連絡協議会がある¹¹⁾。この組織は、東京で1964年に第1回研究集会を開催、1967年に第2回目、そして、全国組織へ発展し、毎年1回全国大会として研究集会が開催されている。2012年は埼玉県で第47回大会が開催された（2013年は岡山県での開催が予定されている）。

2007年に提示された「放課後子どもプラン」の基本的な考え方は、厚生省所管の「放課後児童健全育成事業」と文科省所管の「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携実施を目指すことである。だが、この方向性には、クラブ関係者からは反対意見が多く出された。

2008年の「新待機児童ゼロ作戦」では、学童保育利用児童を10年間で3倍に増やすことが目標とされた¹²⁾。その後、政権交代があり、2010年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、学童保育利用児童を5年間で30万人増やすことや質の向上が目標とされた。そして、子ども・子育て新システムが検討され、2012年3月の少子化社会対策会議では、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」が決定され、いわゆる子ども・子育て関連3法が2012年8月に成立した¹³⁾。

2012年5月1日現在、学童保育数は2万843カ所、入所児童数84万6919人、「潜在的な待機児童」は約50万人と推定されている¹⁴⁾。

厚労省は2007年10月、「放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指す」、「放課後児童クラブガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を策定し、地方自治体へ通知した¹⁵⁾。これは現在に至るまで、学童保育の基礎資料・参照資料とされている。「ガイドライン」には、「対象児童、規模、開所日・開所時間、施設・設備、職員体制、放課後児童指導員の役割、保護者への支援・連携、学校との連携、関係機関・地域との連携、安全対策、特に配慮を必要とする児童への対応、事業内容等の向上について、利用者への情報提供等、要望・苦情への対応」など、厚労省の指針が示されている。

筆者らは、このようなクラブの現況と諸問題を把握していくために共同調査を続けている。

2011年度は、「異学年交流」「食育」というテーマで、3つのアプローチ（①三重県下すべてのクラブの現況と異年齢交流や食育に関する質問紙調査、②幾つかの特徴的なクラブでの参与観察や指導員へのインタビュー調査、③あるクラブでの食育教育の実践アクション・リサーチ）

から報告書をまとめ、地域の特性と指導員の力量、および保護者たちの協力が、児童の発達に大きな影響を与えていることと、三重県下のクラブの実態を明らかにした¹⁶⁾。

筆者自身は拙稿で、異年齢児童との交流、小学校教員ではないクラブ指導員との交流が、児童にとってどのような意義を持つのかを検討し、「第二の学校」ではない「生活力」を身につける場所としての放課後児童クラブという見解を持つに至り、『放課後に育つ』という視点で論じた¹⁷⁾。

2012年度は、「遊びと成長」に関して共同調査を展開している。

3. 指導員をめぐる課題

「ガイドライン」は「職員体制」の項目で、指導員に関して、「放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」としている。その「児童福祉施設最低基準第38条」は、「児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない」と明記され、「児童の遊びを指導する者」として、「児童福祉施設の職員を養成する学校等の卒業生」「保育士」「2年以上児童福祉事業に従事した者」「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教諭」などが該当するとされている。ここには、養護教諭についての記述はない。

「ガイドライン」ではあくまでも「望ましい」とされているだけであり、クラブ指導員の資格要件は現在まで、全国で統一されたものはない。幾つかの調査報告によれば、保育士や小学校教諭経験者のみならず、さまざまなキャリアを持つ人びとが指導員になっているのが実態である¹⁸⁾。これまでの一般社会のクラブへの無理解を背景に、「放課後の安全な見守り程度では足り」ず、「子どもの成長発達を促す専門職としての指導員の存在が求められている」という主張もある¹⁹⁾。

「ガイドライン」には、「放課後児童指導員の役割」として、「①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮 ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止 ③保護者との対応・信頼関係の構築 ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護 ⑤放課後児童指導員としての資質の向上 ⑥事業の公共性の維持」が掲げられている。さらに、指導員の「活動」として「学習活動」「基本的生活習慣」などの援助など7項目が提示されている。その第一番目には、「子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること」が挙げられている。

既存の資格所持や障害児とのかかわり経験の有無が、障害児の受け入れに対する意識に影響しているか否かを分析した西木は、決して有資格者や経験者が受け入れを肯定的に捉えているとは言えない結果から、障害に関して、指導員への働きかけや有効な研修の充実、支援などの必要性を論じた²⁰⁾。

2000年に設立された学童保育指導員専門性研究会は、その後、活発に展開し、専門誌や学会・研究会等で、指導員の専門性に関する議論を提出してきた²¹⁾。とくに、2000年から刊行している『学童保育研究』誌は、毎号特集が組まれているが、拙稿では同誌12冊を検討し、指導員に関しても論じた²²⁾。同誌5号は「学童保育の専門性と指導員の資格化」が特集されたが、特集に関する座談会では、「子どもたちが求めているのは、『弱みを見せられる大人』だと思うのです。それは、『受け止められている』という一つの実感なんだと思います」という発言も見られた²³⁾。これは、養護教諭が児童生徒に求められている一つの側面とも思われる。

同誌には、指導員の資格化の論点として、①国家資格か技能検定かという構想および養成機関の想定の問題、②独自の構想か既存の制度の改良・追加かという整理をした論考が掲載され、「学童保育に関する運動団体が組織を超えて共同し、研究者の協力を得ながら英知を結集し、学童保育指導員の知識と技能に関する技能検定制度と運営組織をつくりあげていく」と主張されていた²⁴⁾。

同研究会は、2008年から学童保育指導員資格研究会を発足させ、2010年には「学童保育指導員資格要件とカリキュラム」を発表したという。その後、岡山県にNPO法人「日本放課後児童指導員協会」、愛知県にNPO法人「学童保育指導員協会」、福岡県にNPO法人「学童保育協会」が設立され、それぞれ独自の活動を進めている。各法人ではそれぞれ独自の資格を設定したが、全国共通の資格とはなっていない²⁵⁾。しかし、これらの展開は、先の主張に沿ったものとも見なせよう。

全国各地にあるクラブは、規模の大小、地域、運営主体など、大きな差異がある。したがって、求められる指導員像も多様なものが想定される。だが、宗像市35名の指導員たちへの調査によれば、事故、切り傷・打撲・骨折などのケガ、腹痛・発熱・頭痛等の病気を経験した指導員たちは、重傷度・緊急度の判断が困難、手当の仕方が分からない・手当に確信がもてないなど、処置に関して困った経験を持っている人が多く、イライラ、心の発達、食生活、頭痛などの訴えが多いなどの健康面や心に関する点でも気になっているという²⁶⁾。これは一事例だが、決して例外的なことではない。

クラブの事故報告もある²⁷⁾。平成22年10月1日～平成23年9月30日に、全治1ヵ月以上の事故は35都道府県、261件あった。骨折(215件)、打撲・ねんざ(21件)、歯の破折(17件)、おやつを喉に詰まらせた死亡(1件)などである。1年生(98人)が多く、学年が上がる(2年生75人、3年生69人)につれ少ない。児童が活発に活動する場所(校庭など126件、体育館など45件)での発生が多い。事由としては、遊具からの転落など(75件)、球技中の転倒など(51件)、階段などにおける転落など(47件)が多かった。

これらは小学校で起きる事故の状況と乖離するものではない。むしろ、養護教諭が日常的に接しているものと言えよう。この報告は全治1ヵ月以上の重篤なものだけだが、それ以外の、すり傷・切り傷、風邪他の病気なども多数あるだろう。国民生活センターが2008年に実施した市区町村担当部署対象の全国郵送調査を見ると、「ケガ・事故」の発生場所は、「施設屋内」が

42.7% (1976 件)、「施設屋外」が 42.3% (1958 件)、「園外活動」が 5.1% (234 件) となっており、屋内などでも事故が多いことがわかる²⁸⁾。

もちろん、ケガ・事故はないことが望まれるが、実際は不可避であろう。したがって、クラブでの健康や安全面へ対応の準備は必要不可欠となる。その際、養護教諭志望学生や同免許状保持者は、十分その任に堪えうと思われる。

4. 指導員経験者たちの事例

4. 1 方法

筆者は、クラブ指導員経験者に対してインタビュー調査を試みた。本稿ではそのうち 4 人の語りを抽出して考察する。

養護教諭免許状保持者 (卒業生) 2 人、養護教諭を目指す学生 (在校生) 2 人に、それぞれ約 1 時間程度の半構造化面接を実施した。主な質問項目は (自分自身のクラブ経験の有無、指導員アルバイトをした理由、日々の仕事内容、小学生への対応で発見したこと、他の指導員を見て学んだこと、子どもたちはどのような遊びをしているか、後輩たちにはこの仕事をすすめるか) などである。卒業生には 2012 年 1～2 月、学生には 2012 年 12 月に実施した。その他、本調査以外の場面で、経験した方々数名にヒアリングも実施した。

面接に際しては、本調査の目的、および答えたくない質問には答えなくてもよいこと、調査の途中いつでも辞めることができることなどを文書・口頭で述べ、了承して調査を続けることで許可を得た。

面接時、録音はせず、メモ書きでまとめた。一人ひとりの内容を確認、加筆修正した。その面接資料をもとに、以下の考察を進める。

4. 2 インタビュー対象者

A さんと B さんは、短期大学在学中に同じ W クラブで指導員アルバイトをした。A さんは短大卒業後も続け、合計 5 年ほど勤めた。B さんは在学中および卒業後と約 2 年の勤務だった。B さんはさらに X クラブで土曜日のみの勤務を 1 年経験している。C さんはクラブ指導員を 2 ヶ所で経験した。1 ヶ所目は Y クラブで夏休み期間、約 30 人の小 4 をみた。2 ヶ所目 (現在) は、約 100 人の大所帯 Z クラブに週 1 日通っている。D くんは W クラブで週 1 回の勤務を半年以上続けてきた。この 4 人の語りを 4 つの観点でまとめた²⁹⁾。

4. 2. 1 小学生の世界を垣間見る

小学生相手の仕事は、4 人ともクラブが初めての経験だった。また、自分自身が小学生のとき、クラブに在籍した経験もないという。養護教諭を志望した C さんは、苦手だと思っていた子どもへの対応を克服すべく働き始めた。

皆、自分たちの小学生時代とは異なる現在の子どもの状況がわかったと言う。絵の得意な C さんは、子どもたちに「描いて」「描いて」と男女問わずリクエストされ、そのなかで流行

っているキャラクターを知った。そして、Cさんは、子どもと遊びながら、「案外嫌いじゃない」自分に気づいた。

Dくんは、出勤する前、園庭で遊んでいる子たちに「Dせんせい」とつかまる。そして少し遊び、「タイムカードを押したらすぐ来て」と言われる。これは、彼の勤務開始時間がちょうど宿題時間にあたり、終わった子たちから遊ぶため起こる現象だ。1, 2年生とよく遊ぶ彼は、「おやつの後、遊ぼう」と言われ、約束した子たちと園庭等で一輪車や「ごっこ遊び」などを含めた様々な遊びをする。そもそもDくんに対して指導員は、勤務内容の説明として「子どもたちと遊ぶ」ことが中心だと言っていたという。「せんせい」と言われるもの、彼自身は子どもたちから「先生」ではなく、言わば、友達感覚で接せられているような感覚を持つ。

Bさんは女の子中心に遊び、校庭での鬼ごっこや、室内での塗り絵、折り紙などをよくしたという。Aさんの場合、長きに亘って子どもたちと一緒に過ごしていたため、子どもたちの成長を見た喜びも語られていた。Bさんも、長く勤めてキョウダイで通ってくる子たちに対応したとき、そのキョウダイが、触れあったり離れたたりという様子が、わかるようになり、それに応じた対応ができるようになったという。

このように、クラブでの仕事が、子どもたちとかかわるよい機会となったとは口々に語られた。学生時代に子どもたちとかかわれるアルバイトとして、家庭教師・塾講師もある。だが、それらは、あくまでも「先生と生徒」の関係である。小学生たちの「遊び相手」が仕事の中心となるクラブ指導員アルバイトは、その名の通り「遊び相手」として小学生たちと向かい合う。Cさんのように絵や手芸が得意でそれを披露したり、Dくんの同僚のようにトランプゲームを教えるような場合、子どもたちから「尊敬」もされ、より深くかかわることができることもある。

自分の小学生時代とは違う、いまの小学生の実態がわかることも重要である。友達のお姉さん、「先生じゃない」立場だからこそ、子どもたちが気持ちを伝えてくれるとCさんは思っている。クラブでは、小学校1年から6年まで、男女、性格も異なる小学生たちと丸ごと接することになる。こうして、彼女たちは、小学生たちのいまの世界を直接見ることができた。Bさんの「とにかく楽しかった」との回顧は、指導員経験を言い得ているだろう。

4. 2. 2 ベテラン指導員と子どもたちを叱ること

AさんやBさんは、とくにベテラン指導員から数多く学んだことがあると述べていた。

指導員には20歳代、30歳代はもとより、経験豊富な40歳代、あるいは、子育てをひと段落した50～60歳前後の方もいる。そのようなベテラン指導員は、クラブに子どもを迎えに来る保護者から、子育て相談を受けることもある。

また、あるベテラン指導員が「家でこれを作ったのでこれで遊んでみて」と児童たちに手作りの玩具を渡す場面などを見かけ、勤務時間以外も子どもたちのために行動している様子、誠心誠意子どもたちに接する姿から、有形無形の様々なことを学んだという。

介助員の経験もしているBさんは、問題行動を起こす子への対応について、他の指導員との連携を意識し、毎日の様子をノートに書いて、口頭だけではなく文章での連絡をしっかりとっていたという。指導員は毎日毎時間、同じメンバーで対応しているわけではない。ローテーションで交替制となることもある。子どもたちに関する申し送り事項の徹底は、当たり前であるが、そのことを彼女は勤務の中でしっかり学んでいた。

子どもと接するのは、楽しい場面だけではない。(女子の間で)陰口が見られたり、他学年と言い合いしたりという場面に遭遇し、それを諫めることもあるだろう。ときには、その行動に対して叱ることも必要になる。4人とも、それまで、子どもたちを叱った経験はなかったという。

Cさんは、男女のケンカへの対応で、子どもたちから「もっと本気で叱って」と言われ、そのとき自分が「叱れない」ことに気づいたという。説得するような言い方だったのだ。叱ることの難しさに気づいた。Dくんも、宿題などを放って遊んでいる子に早くやるようには言うが、声を荒げては叱らないと言う。このクラブでは正規指導員が厳しいが、それ以外のパート指導員は厳しくはない。全体指導を考え、自ら逸脱できないと思っている。ケンカの場面では、話し合わせ、自分たちで原因を確認させ、謝らせ仲直りさせているという。その際、声を荒げずに止めているという。

Aさんも指導員として当初は、叱り方がわからなかったという。しかし、年上の先輩で、叱れて遊べるという人がいたので、その行動を見て学び、指導員全体で統一した指導ができないと子どもたちが戸惑うと気づき、やがて、自らも叱れるようになったという。そうすると、CさんもDくんも、まだ経験不足ということになる。AさんやBさんのように1年以上の経験を経ると、やがて、叱れる指導員になれるのかもしれない。

4. 2. 3 養護教諭(志望者)としての対応

AさんやBさんは、養護教諭志望者および免許状保持者として、保護者から病気やケガに関する専門的知識や技術を期待されたこともあったという。「(あなたが)いて良かった」などと言われ、病気やケガ、発達のことなどの相談を受けるときもあった。もちろん、彼女たちにとってそれはプレッシャーがかかることであった。だが、その期待に応えるべく、自分なりに学び、応じ、行動してきたという。実際に、切り傷やすり傷、インフルエンザや風邪等のときは、自らの知識経験等で対応できたようである。ただし、免許状取得前の学生時代は、経験値も少なく、ベテランの指導員に頼ってしまった部分がかかなりあったとも述べていた。

Cさんも勤務直後、まだ養護教諭の勉強をし始めた段階で、砂場の枠に顔をぶつけ、出血し、服も血だらけになった子に遭遇した。そのとき他の指導員から、「養護教諭志望だから」として、処置をたずねられた。たいへん驚いたものの、Cさんは冷やすなどの処置をし、保護者を呼んだ。ほとんど何もできなかったという思いの後、救急処置については、自ら積極的に学んだという。クラブではケガも多いから、その対応のため自ら勉強した。すると、その後、「緊急時の対応を教えてほしい」とも言われた。

また、子ども達からは「××先生（指導員）には内緒」「親にも言わない」と自分だけに話してくることもある。本人にとって内緒話だが、実は誰もが知っている話ということもある。このような、話を聞く場面のとき、養護教諭の実践と似ているとも思っているという。

CさんもDくんも、「ヘルスカウンセリング」等の授業で学んだ「傾聴」の姿勢を、その後の対応では意識したという。Cさんは、よく話しかけてくる子の対応を実践で学んでいるという。Dくんは、それまで子どもたちを否定していた場面もあったが、「受容する」というカウンセリングマインドを使っていこうと意識したという。

すりむき、切り傷などのケガの対応は、皆、経験している。近年では湿潤療法もあるが、他の指導員同様、水で洗って消毒液、絆創膏が（子どもや保護者たちからは）望まれており、そうしているという。他の指導員たちも、ケガの時には救急箱を利用してその場でできる対応をし、その後、保護者に連絡というのが基本である。

4. 2. 4 クラブで見る食生活、実習前の経験、異年齢交流

夏休みや土曜日など、子どもたちが一日クラブにいるときは食事がある。Wクラブはお弁当持参である。なかにはカップ麺とお湯を持参する子や、コンビニ食品を頻繁に持ってきている子もいたらしい。Aさんたち自身の小さい頃と比べ、学校では見えない子どもたちの食生活を考えるきっかけになり、健康についてより広く考えることができたという。また、おやつなどを通じ、子どもたちの好き嫌いや家庭での食生活や生活リズム、保護者の子どもへの対応へと子どもたちの生活全体を考えられるようになったという。

たしかに、保健室内では個別指導が中心で、その子の家庭環境のみならず食生活にまで視野が広げられるかという点、経験値の足りない彼女たちには容易なことではあるまい。しかし、クラブの仕事で気づき、その後、臨時採用として保健室の現場で働く機会が得られたAさんなどは、とても大きい経験となったという。

臨床実習（1年次春休みに行う2週間の病院での実習）の前に指導員経験があったため、病院の診察場面で、子どもが医師の前で自分のことを話せなくても、それは当たり前だと気づき、（緊張その他で）しゃべれない子にどのようなアプローチをすればいいかなど、事前に考えることができたAさんは述べていた。

規模によっても異なるだろうが、ふだんの学校生活では異年齢での交流は決して多くはない。だが、クラブでは縦割り（異年齢）でのグループ行動や、ふだんの遊びにおいて異年齢での交流も少なくない。Bさんは「学年の違う男女を一緒に見ることができた」、Aさんは「子どもたちが、自分たちより年上の子（年下の子）に気遣いできるかなどの様子を知ることができた」などと、子どもたちの多様な側面を見たことも述べていた。

4. 3 若干の考察

上記の通り、4人の事例を扱った。それ以外にも、筆者は、クラブ指導員の経験を持つ数名の養護教諭免許保持者たちにヒアリングした。すると異口同音に、その経験は自分には役立つ

たと述べられた。それは子どもたちへの対応の慣れであったり、救急処置の経験であったり、保護者との関係だったり、子どもたちの放課後の元気な様子を見たという知見の深まりだったり、様々だったが、それらは、上記でまとめたことに含まれるだろう。

ある養護教諭が、自らの大学時代の体験を踏まえ、「先生と児童という関係ではない場面で子どもたちと接することは、とても重要だと感じた」と述べていたが、それはDくんが現在味わっている感覚に近いだろう。また、ある指導員は「子どもたちと一緒に遊ぶ」ことで得られるものがとても多かったと言う。「遊ぶ」だけで得られるものも多い。週1日の勤務であるCさん、Dくんは他の指導員から「子どもたちと遊ぶ」役割を求められ、それを続けてきた。まだ、自ら新たなアイデアを提示し、遊びで子どもたちをリードしていくようにはなっていないが、遊びをめぐる子どもたちの様子は十分に観察し、対応している様子がうかがえた。

養護教諭志望者のクラブ指導員体験について、以下のようにまとめられるだろう。

養護教諭を志望し、将来、小学校や中学校の保健室での勤務を希望する学生やその卒業生たちにとって、多種多様な子どもたちとの触れ合い、子どもの健康の背景にある家庭環境、キョウダイの差異の理解、他のベテラン指導員のスキル、異年齢交流など、学校現場では見ることのできない機会を経験しているのである。

「子どもと合意形成を行いながら、養護し、ケアし、教育するかかわりのプロセス」が「学童保育実践」だという説明もある³⁰⁾。「どれが正解でどれが不正解ということにはならない」ということであれば、指導員として日々の活動のなかで、子どもとどのように向き合うかによって、得られるものは全く違ってくるということになるだろう³¹⁾。そして、彼女たちにとって、そこがゴールではないものの、そこで得られた経験は本来の目標への貴重な経験となるだろう。

5. まとめ

前節で述べたように、養護教諭免許状保持者が現職になる前、クラブ指導員という経験は大いに奨励されるべきだと思われる。放課後の子どもたちの様子を見、ともに遊び、子どもたちの生活や社会の視野を広げることは、養護教諭を目指す彼女たちにとって大事であり、そこでの経験は、本稿での4人それぞれにとっても大きいように思われる。

本稿では、少なくとも半年、長くても5年程度の指導員経験者の語りを中心に議論した。クラブ指導員として、長期間勤務する人もおり、その場合、様々な困難も考えられる³²⁾。また、今回の語りからは、指導者を継続することの困難さはあまり見られなかったが、実際には様々な場面であることも推察される。

4人の養護教諭志望者たちにとって、いずれもクラブ指導員はいい経験だった。しかし、彼女たち自身の将来の職業の一つの選択肢として考えた場合、クラブ指導員は、塾講師や臨時的任用での教育関係の仕事と比べ、待遇面ではたいへん厳しく、その仕事だけで一人で生活できないと彼女たち自身は理解している。つまり、彼女たちは、自らの養護教諭採用試験合格までの勉強を兼ねての勤務には、とても意味がある仕事だと考えているが、あくまでもその就職ま

での経験としての位置づけである。その上で、いわゆるアルバイト指導員として経験を積むのは、後輩たちにも是非お勧めしたいという。

今後筆者は、先の「児童の遊びを指導する者」として、他の教諭は該当するにもかかわらず、養護教諭免許が該当しない理由等を検討し、同時に、養護教諭が放課後児童クラブで指導する資格要件となり得るかどうか判断する材料を、本研究のような実証調査を進め、より多く提供するようにしたい。

謝辞

本稿作成にあたって、インタビュー調査に協力してくださった方々、調査でお世話になったクラブ指導員の方々、担当部署の方々に、記して感謝申し上げたい。

脚注

- 1) 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」、2012年8月28日、説明用資料 (http://www.mext.go.jp/A_menu/shotou/miryoku/1326877.htm 2012.12.5閲覧)。鈴鹿短期大学では同年から教員免許状更新講習をしてきた(その3年間のまとめとして、鈴鹿短期大学教職キャリア開発センター編,2012,『受講者が求める教員免許状更新講習をめざして』鈴鹿短期大学も参照)。筆者も4年連続で「保健室経営のための調査統計の進め方」という講習を担当している。
- 2) 中教審は、「学生ボランティアや学校支援地域本部、児童館等での活動など、教育実習以外にも一定期間学校現場等での体験機会の充実を図る」と提案している(中央教育審議会,前掲,14頁)。
- 3) 「学童保育」と「放課後児童クラブ」の差異は、本稿では以下のように扱う。「学童保育」は、1950年代頃以降、共働きやひとり親家庭の小学生の放課後の生活の場として始められたものであり、その後、様々な経緯の後、1997年に法制化され、現在、「放課後児童クラブ」の語が用いられている。本稿で筆者は、基本的には「学童保育」と「放課後児童クラブ」を同義とし、後者を用いる。ただし、先行研究等において歴史的な背景を持つ用語として、あるいは通称で「学童保育」が親しまれてきていることを鑑み、引用その他、必要に応じてこの語も用いることとする。なお、2012年8月に改正された児童福祉法(未施行)では、6条の3で「おおむね十歳未満の」という文言が削除され、クラブの対象者は小学生全員へ拡大された。
- 4) 本稿は、日本教育保健学会第9回年次大会の口頭報告「放課後児童クラブと養護教諭志望者——三重県における調査を中心に」(2012年3月30日、於：東北学院大学)を全面的に改稿したものである。

- 5) 2011年度の調査全体は、拙編著, 2012, 『三重県の放課後児童クラブの現在——鈴鹿短期大学生生活コミュニケーション学研究所共同調査報告』黒川印刷、を参照。2012年度の調査全体は、現在作成中の報告書を参照。
- 6) 中央教育審議会、前掲、1-5頁。
- 7) この答申は、文部科学省のサイトに掲載されている (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/06071910.htm、2012.12.5閲覧)。
- 8) 中央教育審議会、前掲、5-12頁。
- 9) 中央教育審議会、前掲、12頁。
- 10) 本章は、拙稿 (2012a, 「放課後児童クラブと学校教育に関する一考察」, 『鈴鹿短期大学紀要』32, 51-69頁) をより簡略化して記述した。放課後児童クラブの歴史と諸問題については、一般向けに書かれた、田丸敏高他編, 2011, 『子どもの発達と学童保育——子ども理解・遊び・気になる子』, 福村出版の4章が平易で分かりやすい。
- 11) 同協議会のウェブサイト (<http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/> 2012.12.5閲覧) には、全国各地の催し物の連絡などが示されている。
- 12) 「待機児童ゼロ作戦」「新待機児童ゼロ作戦」の失敗については拙稿 (2011, 「人口減少時代のなかの子育て——揺れ動く制度のなかで」, 小堀哲郎編, 『社会のなかの子どもと保育者』創成社, 132-139頁) も参照。
- 13) 基本制度についてはウェブサイト参照 (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/pdf/kihonseido/s1-b1.pdf> 2012.12.5閲覧)。なお、関連3法の予算想定を見ると (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/pdf/s-about.pdf> 2012.12.5閲覧)、放課後児童クラブは認定こども園・幼稚園・保育所の30分の1に過ぎない (平成29年度の利用者は半数という想定にもかかわらず) が、同じ仕組みのなかで議論が進んでいることも確認しておきたい。
- 14) 全国学童保育連絡協議会, 2012, 『学童保育情報 2012-2013』, 18頁。2012年調査では福島県内9町村は含まれていない。「潜在的な待機児童」は、保育所卒園生の6割弱しか入所できていない推測にもとづく。
- 15) 全国学童保育連絡協議会、前掲, 93-96頁。厚労省のウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/10/d1/h1019-3a.pdf> 2012.12.5閲覧) 等。
- 16) 拙編著、前掲。
- 17) 拙稿 (2012b, 『放課後に育つ』という視点), 拙編著, 92-103頁) は、3名のインタビューを考察した。本稿はそのうち2名とその後調査した2名の語りを扱っている。この視点に立った、鳥羽市答志島の寝屋制度を含めた議論も参照されたい (拙稿, 2012c, 「答志の寝屋制度と『放課後』」, 『生活コミュニケーション学』3, 35-42頁)。
- 18) 2007~2008年に全国5000ヵ所を対象にした調査 (回収率51%) では、資格なし25%、幼稚園教諭33%、保育士32%、小学校教諭13%、中学校・高等学校教諭20%、その他19%と

- いう結果だった(大谷直史, 2010, 「学童保育指導員の労働と意識——2007年度全国調査報告」, 『地域学論集』6(3), 252-253頁)。
- 19) 森洋子, 2009, 「子どもの健全育成と学童保育 K市学童保育の実践」, 『岐阜女子大学紀要』38, 76頁。
 - 20) 西木貴美子, 2010, 「学童保育における指導員の資格や体験の有無が障害児受け入れに対する意識に及ぼす影響」, 『四天王寺大学紀要』49, 413-223頁。
 - 21) 同研究会の活動は、同研究会のウェブサイトで詳しく報告されている (<http://senmonken.net/> 2012.12.5閲覧)。
 - 22) 拙稿, 2012b, 前掲。
 - 23) 浅井晴夫他, 2004, 「座談会 学童保育指導員の専門性にもとづく資格化にどう迫るか」, 『学童保育研究』5, 35-65頁。
 - 24) 石原剛志, 2004, 「学童保育指導員の資格化問題——現状と課題」, 『学童保育研究』5, 10-25頁。
 - 25) 単位互換の連携や最終的には日本学童保育学会(2010年6月設立)が認定する資格に統一することも検討しているとのことである(山陽新聞、社会欄、2012年12月3日、日本放課後児童指導員協会サイトでこの取材記事が読める http://ja-acc.jp/images/topics/1354512251/1354512251_11.pdf 2012.12.10閲覧)。
 - 26) 江藤節代, 2003, 「学童保育における子どもの健康と安全に関する指導員の学習ニーズ」, 『小児保健研究』62(1), 96-103頁。
 - 27) 全国学童保育連絡協議会, 2012, 『学童保育情報 2012-2013』, 149頁(平成23年10月21日「放課後児童クラブの事故報告集計」)。
 - 28) 国民生活センター, 2009, 『学童保育の安全に関する調査研究』, 100頁。その他、国民生活センター, 2008, 『学童保育の実態と課題に関する調査研究』と国民生活センター, 2010, 『学童保育サービスの環境整備に関する調査研究』の各調査も参照。
 - 29) Dくんは男性養護教諭を目指している。男性養護教諭については幾つかの拙稿がある。それらを収録した報告書に、拙編著, 2012, 『養護教諭の複数配置に関する社会学的研究——セルフエスティームとジェンダーの観点から』(平成22・23年度学術研究振興資金研究報告書), 黒川印刷がある。
 - 30) 中山芳一, 2012, 『学童保育実践入門——かかわりとふり返りを深める』, かもがわ出版。
 - 31) 中山, 前掲, 107頁。
 - 32) 嘉村友里恵, 2012, 「学童保育における支援者の『危機』とその克服に関する一考察」, 『地域環境研究(環境教育研究マネジメントセンター年報)』4, 51-67頁。